

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第五章 治安対策

第三節 その他の対策

松本三益氏に無罪判決

団体等規制令の不出頭罪で起訴された日本共産党中央委員松本三益氏の第二三回公判が五月一九日、東京地裁関谷裁判長係り長谷、松本検事、青柳、風早弁護人らの立会の下で開かれ、同裁判長は「本件の出頭要求は団規令第一〇条の乱用である」として松本氏に対し、無罪の判決を言渡した。判決理由(要旨)次の通り。

(松本三益氏判決理由)

判決理由(要旨)憲法三十三条によると「現行犯を除き裁判官の令状によらねば逮捕されない」という権利がある。同三十一条によると現行犯として、または令状によって逮捕される場合でも「法律で定める以外、自由の拘束を受けぬ」という保証もある。犯罪取調べのため捜査官が容疑者に対して出来る自由の拘束は刑事訴訟法にもとづく逮捕、拘引、拘置に限られ、犯罪捜査のため容疑者に出頭を求め、これに応じなかったといて刑罰に処するような自由の拘束の方法は許されない。ことに裁判官に逮捕状を求めにも足りないような証拠のない事案に対して容疑者に出頭を求め、これに応じないとして不出頭罪で逮捕し処罰するようなことは許されない。こういうことでは「裁判官の令状がなくては逮捕されぬ」という憲法三十三条の権利や「法律の定める以外の自由拘束を受けぬ」という同三十一条の権利はいずれも有名無実となる。

本件のいわゆる「鬼怒川会談」情報で被告ら元日共中央委員に追放令および団規令違反の疑いが生れたもので、本来の捜査機関である国警、東京警視庁など当然捜査をすべきであった。しかるにこれらの機関はなんら捜査活動をせず、特審局が捜査の第一線に立ち、団規令第十条で出頭強制権を発動したのであるが、これは純然たる犯罪捜査である。いわゆる行政調査ではないことは明らかである、しかも本件では前記の秘密情報に裏付けるに足る直接かつ具体的な証拠は何もなく、本来の団規令違反事実で被告らを逮捕するなどの強制捜査権を発動出来るような状況ではなかったのも明らかである。

このように本来の捜査機関が強制捜査権を使えない事件につき特審局が、捜査機関に代行して捜査の責任を担当し、行政調査という名のもとに犯罪容疑者である被告に対し、犯罪取調べのため出頭を要求しこれに応じないとして出頭拒否で逮捕するのは違法である。さらにこれに対し本来の容疑事実である団規令違反の場合の法定刑と同

じの十年以下という刑で罰するのは憲法三十三、十一条に違反する。このため被告が法務大臣の出頭強制に応じないものとしてこれを罰するのは憲法に違反するものであり、従って本件は罪にならない。

団規令違反問題については、さきに起訴された日本共産党元中央委員春日正一氏に対し、最高裁は占領中ではあったが有効説をとって有罪の判例を出した。この見解に立って検察当局は同党徳田書記長ら潜行七幹部に、引続き同令違反で逮捕状を請求し、その行方を追求している。しかし独立後、最高裁ではポツダム政令の一つである問題の政令三二五号につき「違憲無効」論を打樹てたので、団規令は果して有効かどうか裁判所の判断が注目されていた。つまりたとえ占領中は有効だったとしても、独立後は憲法を最高峰とする法体系が日本の法体系のただ一つのものであるから、法令の内容が違憲であれば独立後はその部分だけ無効となるとの見方が、最高裁の政令三二五号免訴判決から当然考えられるものだった。

ところが、関谷裁判長は団規令そのものが違憲かどうかの問題にふれず、松本氏に対する出頭要求は、行政調査に名をかり實際上犯罪捜査を行ったものであり、団規令第一〇条の乱用であるとして、その不適法を理由に無罪を言渡した。しかし、行政調査権と犯罪捜査権との限界は極めてデリケートなもので、現に検察側では、行政官庁が「調査」して明らかにならなければ告発ができず、捜査と調査は密接な関連があるとみている。この判決を推し進めれば団規令第一〇条そのものが憲法に違反するとの結論が導かれ、さらに団規令は違憲だともいえることになる。

従って、この判決からみれば他の潜行七幹部も無罪となるわけで逮捕令状による追及はおかしいことになる。しかし、春日氏に対する最高裁判決とは明らかに対立するもので、検察側の言として、国警本部三輪警備第一課長は「もちろん検事控訴が行われると思う。国警としては手をゆるめることなく、従来通り捜査を続けるつもりだ」と語っている。また、佐藤検事総長はこの判決に関し次のようにのべた。

(佐藤検事総長談)

無罪判決の当否については判決書の理由を慎重に検討した上でないと結論はいえない。しかし地検からの報告によると判決は団規令自体が違憲無効だという主旨ではなく、むしろ法務総裁の出頭命令が行政調査権に名を借り、実は団規令違反、勅令一号違反の犯罪捜査を行うためのもので、これが憲法の主旨に反し不当に人権を侵害するから違憲無効であって、これに応じないことは罪にならないというものである。この認定の理由にはあながち承服し難い。とくに出頭に応じないと罪になるような間接強制を伴った行政調査権の本質と、その行政調査権行使の実際のやり方について裁判所に誤解されたという疑いもあるので、直ちに判決理由を検討控訴の要否を決めたい。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

